

2026 年 9 月 28 日

各 位

会社名 トグルホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役 CEO 伊藤 嘉盛

問合せ先 執行役員 CFO 榎本 佑介

(TEL 03-5843-8314)

代表取締役に対する有償新株予約権（業績目標及び時価総額条件付ストックオプション） の発行及び割当完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の代表取締役に対して第 14 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を有償で発行することを決議し、本日、割当て及び払込みが完了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本新株予約権は、第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティングによる評価結果を参考に、公正な価格で有償発行するものであり、当社は特に有利な条件による発行には該当しないと判断しております。

記

I. 本新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、中長期的な連結業績及び企業価値の向上を重視して経営を行っており、経営陣と株主の皆様との利害共有を強化する長期インセンティブ制度は、当社の持続的な企業価値向上に資するものと考えております。

本新株予約権は、当社の創業者かつ代表取締役 CEO である伊藤嘉盛が、上場後も長期にわたり当社グループの経営に従事し、収益力及び市場評価の双方の向上にコミットすることを目的として発行するものです。

本新株予約権については、調整後 EBITDA 及び時価総額の双方に高い目標を設定し、その達成状況に応じて累計 15%、35%、60%及び 100%の範囲で段階的に行使可能となる設計としております。最終段階では、調整後 EBITDA 500 億円超及び時価総額 1 兆円超の双方を求めています。

本新株予約権の目的となる株式数は最大 763,400 株です。これは、本日付で公表した東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う公募増資が想定どおり実施された場合の、上場日時点における想定発行済株式総数 15,267,685 株に対して約 5.0%に相当します。本新株予約権の全てが行使された場合には相応の希薄化が生じますが、業績及び時価総額条件を 4 段階に設定し、段階的に権利行使が可能となる設計としていることから、短期間における大量の株式の希薄化は回避される設計としており、かつ当該目標の達成は当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものと考えており、適切な設計であると考えております。

なお、本新株予約権の発行に伴い、適用される会計基準及び権利確定見込数等に応じて、一定の株式報酬費用を計上する可能性があります。具体的な会計処理及び金額については、適用される会計基準に基づき算定いたします。

II. 本新株予約権の概要

項目	内容
名称	トグルホールディングス株式会社 第 14 回新株予約権
割当対象者	当社代表取締役 1 名（伊藤 嘉盛）
新株予約権数	7,634 個
対象株式数	当社普通株式 763,400 株（1 個当たり 100 株）
発行価額	新株予約権 1 個当たり 1 円（払込総額 7,634 円）
行使価額	1 株当たり 4,000 円。ただし、新規上場における 1 株当たり公募・売出価格が 4,000 円を上回る場合は、当該公募・売出価格と同額
行使期間	2026 年 9 月 29 日から 2041 年 9 月 30 日まで
判定期間	2027 年 10 月 1 日から 2041 年 9 月 30 日まで
割当日・払込期日	2026 年 9 月 28 日
譲渡制限	譲渡による取得には取締役会の承認を要し、割当契約上、対象者による譲渡、担保設定その他の処分を禁止

III. 行使条件

本新株予約権者は、判定期間中に、対応する調整後 EBITDA 条件及び時価総額条件の双方を達成した場合に限り、各段階の累計行使可能割合を上限として本新株予約権を行使することができます。

段階	調整後 EBITDA 条件	時価総額条件	累計行使可能割合
第 1 段階	150 億円超	3,000 億円超	15%
第 2 段階	250 億円超	5,000 億円超	35%
第 3 段階	350 億円超	7,000 億円超	60%
第 4 段階	500 億円超	1 兆円超	100%

時価総額条件の判定：判定期間中のいずれかの連続する 30 営業日のうち 20 営業日において、時価総額が各段階の基準額を超過した場合に達成したものとします。

時価総額の定義：東京証券取引所における当社普通株式の各営業日の終値に、同日における発行済株式数（自己株式を除きます。）を乗じて算出します。

調整後 EBITDA の定義：以下の算式により算出します。

調整後 EBITDA = 営業利益 + のれん償却額 + 減価償却費 + 株式報酬費用 + 一時的な M&A 関連費用

調整後 EBITDA の算出及び判定は、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）の数値を基礎として、取締役会が行います。

決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等により、当該数値で判定することが適切でないと取締役会が判断した場合には、合理的な範囲で当該影響を排除するための調整を行うことができるものとします。

また、本新株予約権者は、上記条件の達成時点において当社の代表取締役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

IV. 第 14 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

7,634 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 763,400 株とします。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 1 円とします。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであり、当社は公正な価格であると判断しております。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式 100 株とします。株式分割、株式併合、合併、会社分割、株式交換、株式交付その他これらに準じる事由が生じた場合には、発行要項に従い合理的な範囲で調整します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使価額は 1 株当たり 4,000 円とします。ただし、新規上場に伴う当社普通株式の新規株式公開における 1 株当たりの公募・売価格が 4,000 円を上回る場合には、当該公募・売価格と同額とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2026 年 9 月 29 日から 2041 年 9 月 30 日までとします。

6. 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 とし、残額を資本準備金とします。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。なお、割当契約により、対象者は本新株予約権を譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分をすることができません。

8. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併等の組織再編に関する承認又は公表がなされた場合、又は本新株予約権者が行使条件を満たさず行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は行使不能となった部分を無償で取得することができます。

9. 組織再編行為の際の取扱い

当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、発行要項に定める条件に従い、再編対象会社の新株予約権を交付するものとします。

10. 新株予約権証券

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

11. 割当日・払込期日・申込期日

2026 年 9 月 28 日

12. 割当対象者及び割当数

当社代表取締役 1 名 7,634 個

以 上